

橋本市病院事業管理規程第3号

橋本市病院事業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院事業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業職員の管理職手当支給規程（平成 22 年橋本市病院事業管理規程第 13 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前																														
<u>橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程</u> （日割計算） 第 4 条 月の中途からこの規程の適用を受けることになり、又は受けないこととなった職員に支給する手当の額は、橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号)第 12 条第 7 項の規定の例により日割りによって計算する。 （補則） 第 5 条 この規程に定めるもののほか、手当の支給については、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 22 号。<u>以下「病院給与規程」という。</u>)の定めるところによる。 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>職</th><th>支給区分</th><th>手当額</th></tr><tr><td>副病院事業管理者</td><td>月額</td><td>病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>事務局長</td><td>月額</td><td>病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>参事</td><td>月額</td><td>病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>事務局次長、課長、室長、所長</td><td>月額</td><td>病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額</td></tr></table>	職	支給区分	手当額	副病院事業管理者	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額	事務局長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額	参事	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額	事務局次長、課長、室長、所長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額	<u>橋本市病院事業職員の管理職手当支給規程</u> （日割計算） 第 4 条 月の中途からこの規程の適用を受けることになり、又は受けないこととなった職員に支給する手当の額は、橋本市職員の給与に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号。<u>以下「条例」という。</u>)第 12 条第 7 項の規定の例により日割りによって計算する。 （補則） 第 5 条 この規程に定めるもののほか、手当の支給については、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 22 号)の定めるところによる。 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>職</th><th>支給区分</th><th>手当額</th></tr><tr><td>副病院事業管理者</td><td>月額</td><td>条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>事務局長</td><td>月額</td><td>条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>参事</td><td>月額</td><td>条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>事務局次長、課長、室長、所長</td><td>月額</td><td>条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額</td></tr></table>	職	支給区分	手当額	副病院事業管理者	月額	条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額	事務局長	月額	条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額	参事	月額	条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額	事務局次長、課長、室長、所長	月額	条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額
職	支給区分	手当額																													
副病院事業管理者	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額																													
事務局長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額																													
参事	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額																													
事務局次長、課長、室長、所長	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額																													
職	支給区分	手当額																													
副病院事業管理者	月額	条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額																													
事務局長	月額	条例別表第 1 行政職給料表 7 級 40 号給の給料月額に 100 分の 18 を乗じて得た額																													
参事	月額	条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 15 を乗じて得た額																													
事務局次長、課長、室長、所長	月額	条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 13 を乗じて得た額																													

主幹	月額	病院給与規程別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額
略	略	略

主幹	月額	条例別表第 1 行政職給料表 6 級 65 号給の給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額
略	略	略

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。